

2022（令和4）年7月1日から

退職後に事業を開始等した方は 雇用保険受給期間の特例を申請できます

事業開始等による受給期間の特例とは…

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、退職日の翌日から1年以内となっています。2022年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

特例申請の要件

＜次の①～⑤の全てを満たす事業であること＞

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。

※株式会社の取締役等の事業所の役員（労働者性が認められず雇用保険の被保険者とならない場合に限る。）に就任し、当該事業所の事業経営に専念する場合も、受給期間の特例の対象となる。

- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。

※次のいずれかの場合は、④に該当します。

- ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
- ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。

- ⑤ 退職日の翌日以後に開始した事業であること。

※退職日以前に当該事業を開始し、退職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

特例申請の手続き

対象者	退職日の翌日以後に ・事業を開始した方 ・事業に専念し始めた方 ・事業の準備に専念し始めた方
申請期間	・事業を開始した日 ・事業に専念し始めた日 ・事業の準備に専念し始めた日 の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + 起業等から休廃業までの期間 最長3年間
提出方法	本人来所または郵送 ※代理の方の場合は、委任状が必要です。
提出先	住居所を管轄するハローワーク（受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク）

提出書類

- ① 受給期間延長等申請書
- ② 次のいずれか一方

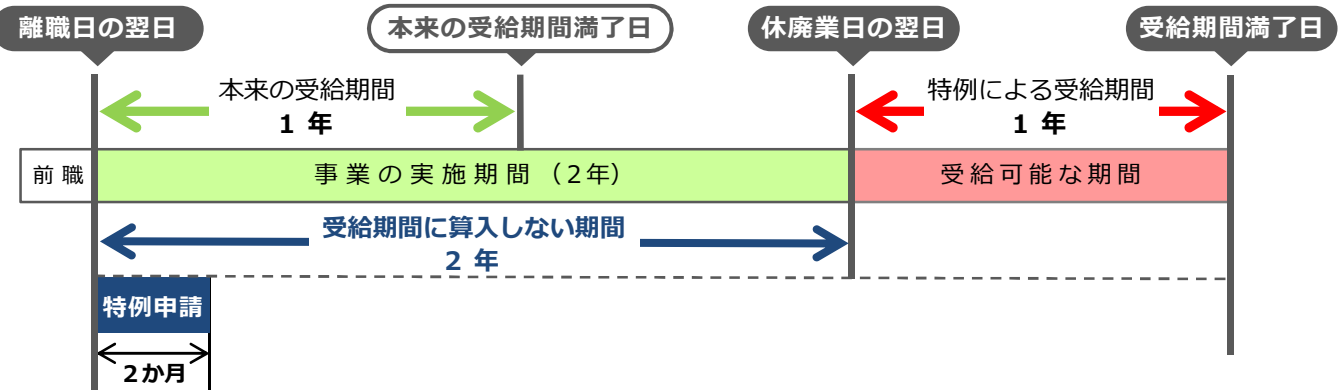
受給資格の決定を受けていない場合	退職票 - 2
受給資格の決定を受けている場合	受給資格者証

- ③ 事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類

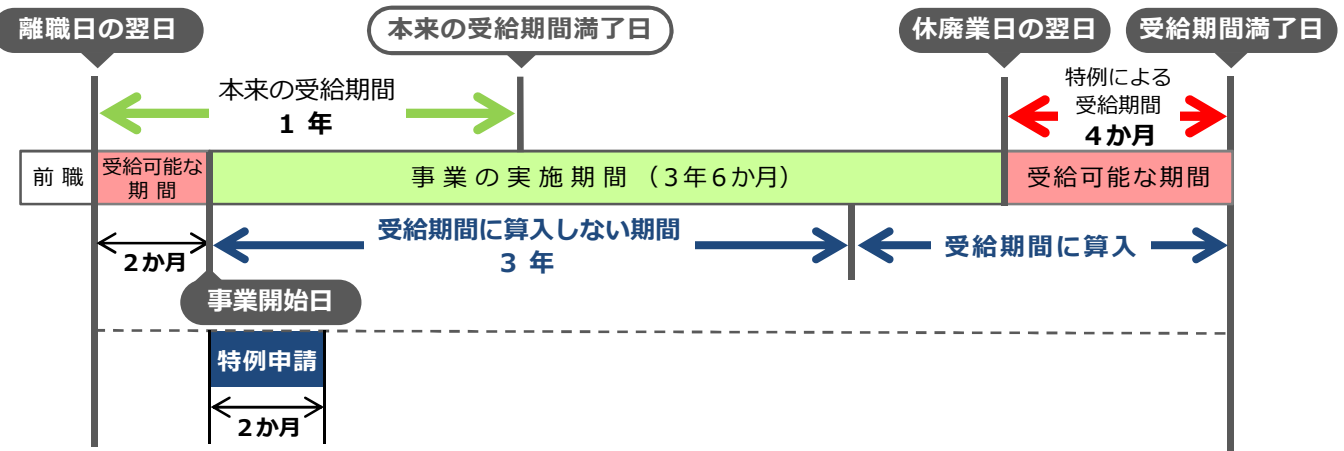
事業を開始した場合 または 事業に専念し始めた場合	・登記事項証明書 ・開業届の写し ・事業許可証 等
事業の準備に 専念し始めた場合	・金融機関との金銭消費貸借契約書の写し ・事務所貸借のための賃貸借契約書の写し 等

特例の適用例

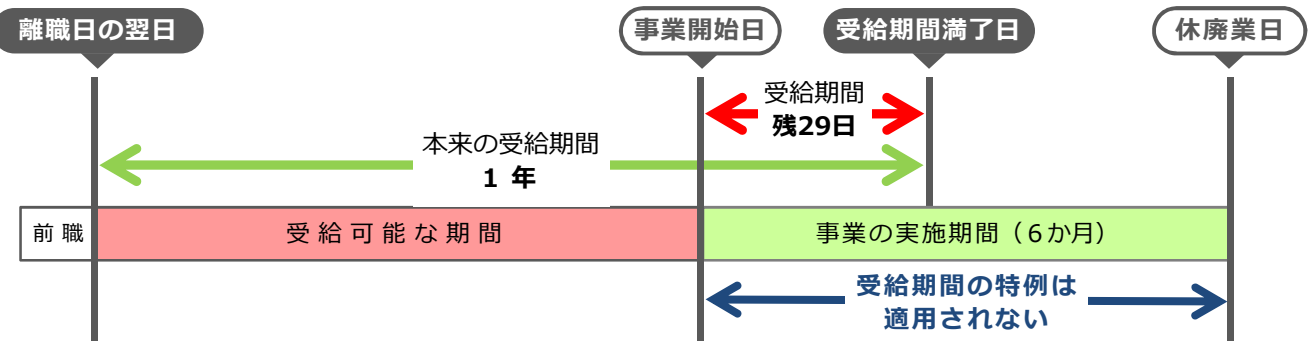
1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



3 受給期間が残り30日未満の日数で起業したケース



留意事項

この特例の対象は、2022年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。

以下のような場合にはご注意ください。

2022年6月30日以前に事業を開始	2022年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
2022年6月30日以前に事業の準備に専念	2022年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった	特例の対象外
	2022年6月30日以前に事業を開始し専念	

延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、この2つの申請は、雇用保険受給期間の特例の対象ではありません。

詳しくは最寄りのハローワークへお尋ねください。

兵庫県内ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク または地方運輸支局名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
神 戸	神戸市中央区相生町1丁目3-1	650-0025	078-362-4572
三 田	三田市天神1丁目5-25	669-1531	079-563-8609
灘	神戸市灘区大内通5丁目2-2	657-0833	078-861-8609
尼 崎	尼崎市西大物町12-41アマゴッタ2階	660-0827	06-7664-8609
西 宮	西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎	662-0911	0798-22-8600
姫 路	姫路市北条字中道250	670-0947	079-222-8609
加古川	加古川市野口町良野1742	675-0017	079-421-8609
伊 丹	伊丹市昆陽1丁目1-6 伊丹労働総合庁舎	664-0881	072-772-8610
明 石	明石市大明石町2丁目3-37	673-0891	078-912-2277
豊 岡	豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎	668-0024	0796-23-3101
香 住	美方郡香美町香住区香住844-1	669-6544	0796-36-0136
八 鹿	養父市八鹿町八鹿1121-1	667-0021	079-662-2217
和田山	朝来市和田山町東谷105-2	669-5202	079-672-2116
西 脇	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	677-0015	0795-22-3181
洲 本	洲本市塩屋2丁目4-5	656-0021	0799-22-0620
柏 原	丹波市柏原町柏原字八之坪1569	669-3309	0795-72-1070
篠 山	丹波篠山市郡家403-11	669-2341	079-552-0092
龍 野	たつの市龍野町富永1005-48	679-4167	0791-68-2427
相 生	相生市旭1丁目3-18 相生地方合同庁舎	678-0031	0791-22-0920
赤 穂	赤穂市中広字北907-8	678-0232	0791-42-2376
西 神	神戸市西区糀台5丁目3-8	651-2273	078-991-1100